

第4節 貿易経済協力局	198
経済協力	198
1. 基本的考え方	198
2. 政府全体の枠組み	198
3. 官民連携（PPP）の推進	198
4. 経済産業省における経済協力ツール	198
4. 1. 有償資金協力（円借款）	198
4. 2. 技術協力	199
貿易投資政策	200
1. 貿易保険	200
1. 1. 貿易保険の概要	200
1. 2. 貿易保険の戦略的活用	200
2. 対日投資促進	200
2. 1. 対日直接投資倍増目標	200
2. 2. 対日直接投資の現状	201
2. 3. 対日直接投資倍増目標の達成に向けた経済産業省の取組	201
3. 輸出入支援施策	202
4. 対内投資規制の見直し	202
4. 1. 審査期間の短縮	202
4. 2. 外資規制の包括的あり方の検討	202
5. 国際租税制度の見直し	203
5. 1. 国際租税	203
5. 2. 租税条約締結・改正交渉への対応	203
6. 海外投資等損失準備金制度について	203
貿易管理	203
1. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理	203
1. 1. 安全保障貿易管理	203
1. 2. その他の輸出管理	206
1. 3. 輸入管理	206
1. 4. 為替管理	206
1. 5. 経済制裁	207
1. 6. 輸出入申請手続の電子化－貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）の運用－	207
2. 経済連携協定（EPA）に基づく特定原産地証明書発給制度	208
3. 貿易救済措置等	209
3. 1. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード	209
3. 2. 関税割当制度	210

第4節 貿易経済協力局

経済協力

1. 基本的考え方

世界経済のグローバル化の中においては、途上国経済と我が国経済が共に発展し続けていくことが重要であり、我が国産業界や相手国のニーズを踏まえつつ、円借款、技術協力、貿易保険、民間資金等を有機的に連携させて、日本経済にも裨益する形での経済協力を推進することを目指している。

こうした中で、まず、世界の成長センターであるアジア地域の経済発展支援と日本企業の利益の増進を目指すためには、(ア)アジア域内全体の内需主導型の経済成長の実現、(イ)インフラ整備や人材育成等を通じた現地進出日系企業の事業活動の円滑化、(ウ)アジア地域のインフラ開発事業への我が国企業の参画の促進、等が重要である。

合わせて、我が国への資源・エネルギーの安定供給確保に向けた関連インフラ整備等の協力や、我が国の優れた技術等を活用した途上国の地球環境問題への対応支援、新たなマーケットへの日本企業の進出支援についても重要な課題であり、これらの実現に向けて経済協力の戦略的活用に取り組んでいる。

2. 政府全体の枠組み

ODA大綱（2003年8月閣議決定）を踏まえ、ODA中期政策（2005年2月改定）や国別援助計画が作成されており、これらの政策に沿った形で、ODAが実施されている。

重要案件に関しては、政府開発援助関係省庁連絡協議会、同幹事会、資金協力連絡会議、技術協力連絡会議等を通じて、関係省庁で議論、連絡・調整を行っている。

また、総理主導の下、内閣としての司令塔的な機能を強化するため、「海外経済協力会議」（2006年4月閣議決定）を設置。2008年度末までに20回の会議を開催し、我が国の海外経済協力に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図っている。

3. 官民連携（PPP）の推進

アジアでは、年間約1600億ドルのインフラ需要が見込

まれるが、自国資金のみでの整備は困難である。他方、同地域向けの民間インフラ投資及びODAの合計は年間240億ドルの水準で相当程度の不足が予想されている。この資金の需給ギャップを埋めるため、各国の財政資金や政府開発援助（ODA）による資金と民間の資金・技術・ノウハウ等を活用し、連携しながら経済・社会インフラを整備する官民連携（PPP）の手法が注目されている。

こうした官民連携を推進するため、経済産業省では、2008年度に“アジアPPP政策研究会”を設置し、PPPを推進していくための問題点・課題を整理するとともに、今後優先的に実施すべきアクションプランを策定し、その実現に向けた具体的な体制整備について提言したところ。

2009年度には、この優先プランを具体化し、施策を実現していくためのプラットフォームとしてPPP政策タスクフォースを設立し、優先アクション及び体制整備の実施状況について検討を行うこととしている。

4. 経済産業省における経済協力ツール

4. 1 有償資金協力（円借款）

経済産業省は、円借款制度の3省（経済産業省、外務省、財務省）体制の一角として、企画立案、個別案件への供与方針決定に関与している。

(1) アジアを中心とした貿易・投資環境整備の推進

アジア地域を中心に、当該国における日本企業の事業活動の支援も念頭に置きつつ、道路、港湾、電力等の経済インフラ整備を通じて相手国の投資環境整備を実施している。2008年度には、インドネシア・ジャカルタ都市高速鉄道、ベトナム・ハノイ都市鉄道、インド・デリー高速輸送システム（フェーズ2）などに円借款を供与した。

(2) T I C A D I Vに基づく対アフリカ円借款事業

2008年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（T I C A D I V）において、福田総理（当時）より今後5年間で最大40億ドルの円借款をアフリカ地域に供与することが表明され、道路、港湾等の広域インフラ整備を中心とした円借款案件を検討している。

(3) 資源の安定供給確保への対応

2008年度前期は、中国やインドを始めとした新興国の経済発展や資源ナショナリズムの台頭に伴い、未曾有の資源価格高騰を引き起こした。秋以降の世界的な景気悪化により価格は下落したものの、中長期的には需要増大により

再び上昇傾向で推移するとの見方が多い。こうしたなか、資源国に対するODAを有効的に活用し、我が国への資源の安定供給を確保することの重要性が海外経済協力会議等で指摘されている。2007年3月に閣議決定された「エネルギー基本計画」や2008年3月に閣議決定された「資源確保指針」において資源・エネルギー確保のため政府開発援助等の経済協力の活用が謳われており、さらに2008年度ODA白書においても民間企業による資源開発や生産等が円滑となるような政府開発援助の積極的活用への期待が述べられている。

(4) 最近の円借款制度の見直し

地球温暖化に対応していくためには、著しい経済発展を続ける途上国の温暖化対策問題への資金協力・技術協力等を通じた支援が必要であるとの認識の下、2008年1月のダボス会議において福田総理（当時）が提唱した「クールアース・パートナーシップ」構想の実現のため、総額5,000億円の「気候変動対策円借款」が創設された。（2009年7月、その第1号案件としてインドネシアに対し、3億ドルを限度とする気候変動対策プログラムローンが供与。）

4. 2. 技術協力

経済産業省では、知的財産の保護、基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成の5分野を制度インフラ整備の重点分野と位置付けている。2008年度は、主に東南アジアを中心に技術協力を実施した。また、制度インフラ整備の重点5分野の中でも特に重点的に推進すべき制度・システムを「アジア標準」として2007年度に引き続き重点的に取り組んだ。

(1) 知的財産権の保護

我が国政府は、知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2007」（2007年5月）において、模倣品・海賊版対策強化のため、各国政府関係者や民間の団体・企業等に対し、我が国の各府省による知的財産権の保護に向けた能力構築（キャパシティービルディング）へ支援を行うことを表明している。経済産業省においては、民間団体等の能力構築や適切な権利執行に必要な環境整備に向けた支援を実施した。

(2) 基準認証の制度整備・共通化

WTO・TBT協定の発効により、政府・産業界等の国際規格及び国際標準化活動への関与の重要性が増してい

る。これまでに引き続き、アセアン諸国との連携強化を目的とした「アセアン基準認証協力プログラム」（2003年5月）に沿って、国際標準化、適合性評価をはじめ各分野における技術協力を実施した。貿易投資環境整備の観点から、今後も基盤整備を進めていく。

(3) 物流の効率化

東南アジア地域との経済連携の推進や我が国企業の直接投資の増加により、地域内の物流環境の整備やサプライチェーンの効率化が我が国企業の競争力強化にとって欠かせない課題となっている。2006年度のアセアン首脳会議において優先統合分野の一つに「物流サービス分野」が追加されるなど、アセアン域内の経済統合に際し、物流の効率化が重要な課題と認識されている。

我が国においても、官民共同で設置した国際物流競争力パートナーシップの中で、『国際物流競争力強化のための行動計画』を策定し、同計画に基づき、アジア地域の物流効率化に向けた技術協力を実施している。

物流専門家育成においては、特にロジスティクス人材の育成に向け、調査事業や専門家派遣・研修等といった人材育成支援事業を行った。

(4) 環境・省エネルギー・新エネルギー

環境と経済が両立する持続的成長を達成するため、環境対策及び省エネルギーは重要課題である。現状では、アジアの多くの開発途上国が、経済開発を優先し、公害等の環境問題やエネルギー消費増大に直面している。日本は、公害克服の経験や省エネルギー・新エネルギー等の環境分野の先進的技術を有するなど環境問題解決に向けて世界をリードできる立場にあり、GAP（Green Aid Plan）の政策対話等の議論や各国のニーズを踏まえ、途上国における産業活動に起因する環境問題の改善、省エネルギー・新エネルギー導入促進に向けた技術協力を実施した。

(5) 産業人材育成

我が国企業の製造現場等を活用し、途上国の産業発展を支える産業人材の育成を効果的かつ効率的に推進している。2008年度には(財)海外技術者研修協会（AOTS）と日本産業界の連携による研修事業として、自動車、電気・電子などの分野において研修生（マネジメントクラス中心）を国内外で受け入れ、技術・経営面の管理研修やビジネス日本語研修を実施した。また、(財)海外貿易開発協会（JODC）を通じて特定の技能を備えた専門家を途上

200

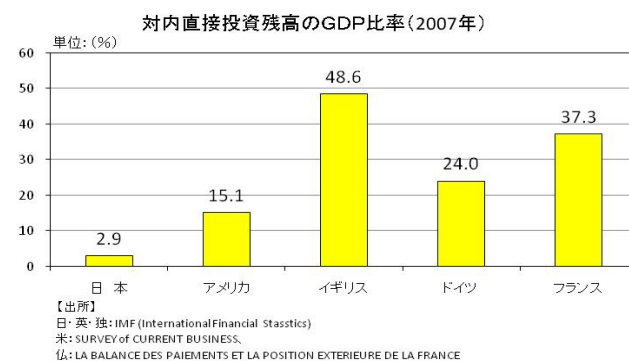
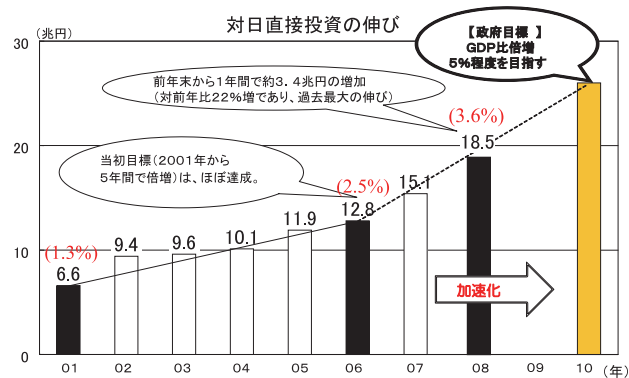
の目標はほぼ達成されたことから、2006 年 3 月の対日投資会議において「2010 年に対日直接投資残高を対 GDP 比で倍増となる 5 % 程度とする」という新たな目標を掲げ、同年 6 月の対日投資会議で新目標実現のために「対日直接投資加速プログラム」を策定した。2007 年末に対日投資会議は廃止となったところ、更なる対日直接投資促進のための具体的検討を行うために、2008 年 1 月に経済財政政策担当大臣の下に「対日投資有識者会議」を設置し、同年 5 月には「対日直接投資の抜本的拡大に向けた 5 つの提言」を公表し、また、同年 12 月には「対日直接投資加速プログラム」を改定（下図参照）し、当該プログラムに基づき政府一体となって対日直接投資の促進に取り組んでいるところである。

加速プログラム 概要(改定項目を中心に)	
①地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上	・地域や広域連携による戦略的な情報発信 (効率的かつ効果的な情報発信を実現するため、首長のリーダーシップと連携の下での広域連携の実施) ・外資企業の進出による地域経済の活性化 (既存進出外資企業の再投資・二次投資を通じた、地域への進出の促進)
②世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等	・グローバル競争の中で海外の企業や投資家に対日直接投資に魅力を感じるような制度の整備 (法人実効税率の在り方の検討)(独占禁止法の審判手続に係る規定の見直し) (国税に関する事前照会への迅速な対応) ・M&Aの円滑化に向けた制度の整備 (M&Aを通じた、中小企業を含めた国内企業の事業継続・再生、海外事業展開などに資するような外資誘致の取組強化) (「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」についての報告書の周知徹底) ・日本経済の活性化及び国民生活の向上のために重要なセクターの選定とアクションプログラムの策定 (医療機器の審査迅速化アクションプログラムの策定および早期実行) (先端医療開発特区の創設、実施)(新たなセクター別重点戦略の策定) ・国際的な資本移動の円滑化 (ファンドをより効果的に活用できるよう、産業界とファンドとの対話の促進、 ファンド協議会の活性化等、必要な環境の整備) (投資協定の迅速かつ柔軟な交渉の実施及び投資章を含む経済連携協定(EPA)締結の積極的な推進) ・国際的な人流・物流の効率化 (羽田空港の更なる国際化及び大都市圏国際空港の24時間化の促進)(航空自由化の推進) ・海外人材に魅力ある国に向けて、外国人の生活しやすい環境の整備 (国際金融拠点機能強化を先行させる地域における、外国語によるサービスが受けられる医療、 保育施設、サービスアパートメント、インターナショナルスクールの整備)(ブラジル人学校の状況調査)
③内外への積極的な広報	・対日投資を歓迎する姿勢の内外への積極的な広報 (対日投資促進のための広報DVDおよび 「対日直接投資の抜本的拡大に向けた5つの提言」の英訳版パンフレットの作成等)

2. 2. 対日直接投資の現状

2008 年末の対日直接投資残高は、金額ベースで過去最大となる約 18.5 兆円となった。

対日直接投資は順調に増加しているものの、その対 GDP 比率は世界の主要先進国と比べ依然として低い水準になっており、2007 年時点で、米国の 15.1%、イギリスの 48.6%、ドイツの 24.0%、フランスの 37.3%に比べ、日本は 2.9%にとどまっている。(日本の 2008 年末残高は、3.6%)



2. 3. 対日直接投資倍増目標の達成に向けた経済産業省の取組

「対日直接投資加速プログラム」(2006 年 6 月対日投資会議決定、2008 年 12 月改定) に沿って、以下の施策等に重点的に取り組んだ。

(1) 外国企業誘致体制の強化

これまで、2003 年度から 5 年間にわたり、地方自治体

等からの提案による「地域採択」を柱とした支援事業を実施してきたが、2008 年度からは、外資系企業誘致促進に取り組む自治体の裾野を拡げる観点から、国内で開催される地方を中心とした展示会に海外から外国企業を招へいし、ブース出展を図ることで、地方自治体・地元企業等と外資系企業とのマッチング機会を提供する事業を柱に方向転換を図ることとなった。

(参考) 2008 年度に実施した外国企業とのマッチング支援事業

国内展示会名	開催時期	開催場所	産業分野
2008 分析展	9 月 3 日～5 日	幕張メッセ (千葉県千葉市)	分析機械器具
エコテクノ 2008	10 月 22 日～24 日	西日本総合展示場 (福岡県北九州市)	環境・エネルギー
環境にやさしい「クルマ」の 技術産業展	11 月 7 日～9 日	ポートメッセなごや (愛知県名古屋市)	自動車
ビジネス EXPO 第 22 回北 海道技術・ビジネス交流会	11 月 13 日～14 日	アクセスサッポロ (北海道札幌市)	I T、バイオ・環境、 電気・機械等
産業交流展 2008	11 月 25 日～26 日	東京ビッグサイト (東京都江東区)	情報・環境・医療／福 祉・機械／金属
セミコン・ジャパン 2008	12 月 3 日～5 日	幕張メッセ (千葉県千葉市)	I C T

また、海外で開催される展示会において、外国企業誘致活動を行う複数の自治体からなる広域連携体を支援した。2008 年度は、全国 3 地域(埼玉-静岡地域、G N I (グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ)、バイオブリッジ関西地域)による対日直接投資促進のための海外展示会への出展を支援した。

(2) 広報の実施

対日直接投資歓迎の意を伝え、日本の投資環境に関する認知度・イメージを向上させるための効果的な広報活動を実施した。具体的には、我が国及び我が国地方の投資先としての認知度を向上させるため、海外の新聞・雑誌等の各種メディアにおいて広報を実施した。

また、2008 年 10 月に米国 (シカゴ)、11 月に英国 (ロンドン)、12 月にフランス (パリ) において対日投資シンポジウムを開催、国内でも 10 月に静岡にて日米投資交流セミナーを開催し、外国企業に日本への投資を呼びかけた。

3. 輸出入支援施策

我が国経済の活性化を図る観点から、事業者の輸出努力を積極的に支援する各施策や、(財)対日貿易投資交流促進協会 (M I P R O) を通じた輸入円滑化支援策を行った。

4. 対内投資規制の見直し

我が国は、国際ルールの枠内で外国為替および外国貿易

法 (以下、外為法) に基づき一部業種に限定して対内直接投資に対する規制 (審査付事前届出制度) を行っている。2008 年度は、同制度について以下のとおり見直しの検討を行った。

4. 1. 審査期間の短縮

外為法に基づく対内直接投資規制については、届出案件の大半について、審査期間を 30 日から 2 週間に短縮して審査を終了していた。そこで、2009 年 4 月 1 日より、審査期間をさらに短縮することが可能であると判断されたものについて、届出書を受理した日から起算して 5 営業日で審査を終了するよう努めることとし、2009 年 3 月 31 日付けで財務省及び経済産業省を含む各事業所管省庁連名で発表した。

4. 2. 外資規制の包括的あり方の検討

経済財政改革の基本方針 2008 の「内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的検討を進める」に基づき、内閣府を中心に「外資規制の在り方に関する関係省庁連絡会議」を設置し、2008 年 12 月 1 日に第 1 回会議を開催し、外為法に基づく対内投資規制について、経済産業省を含めた関係省庁が参加して規制の包括的あり方の検討を行った。

5. 国際租税制度の見直し

5. 1. 国際租税

現在、我が国では居住企業・外国企業に対する二重課税を排除するための国際租税制度が講じられているところである。我が国企業の海外事業活動が多様化・複雑化する中で、現行の国際租税制度はこうした変化に十分に対応していないため、企業の円滑な海外事業活動の阻害要因となっている場合がみられる。こうした事態に対応するため、我が国の国際租税制度の問題点を明らかにするとともに、その改善に向けた必要な措置を講じることが求められている。2008年度には、5月から11月までに全5回の国際租税小委員会を開催し、外国子会社配当の益金不算入制度について検討を行い、平成21年度税制改正によって上記制度が創設された。従来、海外子会社からの配当金は課税対象所得に含まれており課税されていたが、上記制度は、国際展開する企業が獲得する海外子会社の利益について、税制に左右されずに国内に還流することができるよう、海外子会社からの配当金を原則非課税とする措置である。

5. 2. 租税条約締結・改正交渉への対応

我が国企業の海外展開及び対日直接投資促進の観点から、未締結国との条約締結、既締結国との条約改定を推進することが重要であることから、投資所得（利子・配当・使用料）の源泉税率の引き下げ、移転価格税制の適正化等について改善を図るべく、財務省や外務省との意見交換を行った。

2008年度の状況は以下の通りである。

カザフスタン（2008年12月署名）、ブルネイ（2009年1月署名）、クウェート（2009年1月基本合意）、サウジアラビア（2008年10月交渉開始）、スイス（2008年11月交渉開始）、UAE（2006年から締結交渉中）、オランダ（2006年から改正交渉中）

6. 海外投資等損失準備金制度について

我が国の資源の安定的供給を確保するために、リスクの高い資源探鉱開発事業を税制面から支援すべく、海外投資等損失準備金制度を設けている。2008年度に経済産業大臣による認定を受けた認定件数及び認定額はそれぞれ、64件、79,044.9百万円であった。また、本制度の効果検証を行い、当該税制が自主開発比率の向上に寄与することを

確認した。

貿易管理

貿易管理は、自由貿易に対して必要最小限の管理・調整を行うことにより、対外取引の正常な発展や我が国及び国際社会の平和・安全の維持を期すことを目的として実施するものである。具体的には、（1）外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出入の審査、（2）経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書を発給するための原産地証明制度の整備・運用、（3）国内外の経済情勢などに合わせたアンチ・ダンピング、セーフガード等の貿易救済措置の発動等を行っている。

以下、それぞれの取組について報告する。

1. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理

1. 1 安全保障貿易管理

通常兵器、大量破壊兵器等の輸出管理に関しては、我が国を含む先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）、「外国為替令」（外為令）、「輸出貿易管理令」（輸出令）の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から実施している。

昨今の北朝鮮やイランなどにおける大量破壊兵器開発等の懸念や我が国における不正輸出事件の続発などに対応するため、輸出企業の適正な事業活動を確保しつつ、国際協調の下での厳格な安全保障貿易管理が求められている。

(1) 安全保障貿易管理制度の概要

(ア) リスト規制

ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された品目の輸出及び技術の提供について経済産業大臣の許可を必要とする。

(イ) キャッチオール規制

リスト規制品以外の輸出及び技術の提供について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とする。

我が国は、2002年、輸出する貨物、提供する技術が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合等に

経済産業大臣の許可が必要となる「大量破壊兵器キャッチオール規制」を導入した。（輸出管理が厳格に行われている 26 カ国¹を除く）

こうした中、2003 年 12 月、ワッセナーアレンジメントにおいて、通常兵器に用いられるおそれのある汎用品について、リスト規制の対象とされていない場合であっても、軍事用途に用いられるおそれのある時には、規制対象とする合意が行われた。これを受け、産業構造審議会安全保障貿易小委員会の制度改正ワーキンググループによる最終とりまとめを踏まえて、2008 年 11 月 1 日より、従来の大量破壊兵器キャッチオール規制に加え、通常兵器に係る補完的輸出規制を導入した。通常兵器キャッチオール規制の概要は以下の通り。

（i）規制対象地域

- ・大量破壊兵器キャッチオール規制と同様の 26 カ国を除く全地域（ただし、国連武器禁輸国・地域とそれ以外の国・地域については、規制対象品目、規制の発動要件が異なる。）

（ii）規制対象貨物

- ・26 カ国を除く全地域（国連武器禁輸国・地域を除く）については、リスト規制品以外に通常兵器等の開発等に用いられる危険性の高い品目（計 32 品目）
- ・国連武器禁輸国・地域については、食料品、木材等を除く全品目。

（iii）規制発動要件

- ・26 カ国を除く全地域（国連武器禁輸国・地域を除く）については、インフォーム要件。
- ・国連武器禁輸国・地域については、需要者要件を除く客観要件、インフォーム要件。

<参考>外国ユーザーリスト（注）の公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかとなるときを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

¹ アルゼンチン、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、米国（アルファベット順）。

（表）国際輸出管理レジームの仕組

	W A （ワッセナー・アレンジメント）	N S G （原子力供給国グループ）	A G （オーストラリア・グループ）	M T C R （ミサイル関連技術管理レジーム）
1. 設立目的・趣旨	地域紛争防止の観点からの通常兵器及び関連資機材の輸出規制	（1）1974年のインドの核実験成功を契機として発足した、原料物質等、専用設備の輸出規制 （2）その後1992年にイラク等を契機核兵器の開発等製造等に使用される設備等の汎用品の輸出規制を追加	イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として発足した、化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制	80年代初頭、ミサイル開発が活発化してきたことを背景とした大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、部品及び製造設備等の輸出規制
2. 発足年 （日本の参加）	1996年（同年）	1977年（同年）	1985年（同年）	1987年（同年）
3. 参加国	40カ国	46カ国	40カ国	34カ国
4. 規制対象品目	武器 汎用品 先端材料、 電子計算機、 暗号 等	（1）原子力専用品 ①核原料物質 ②原子炉等 ③再処理プラント 等 （2）核兵器関連資機材	化学兵器 ①原材料 ②化学兵器汎用製造設備 生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	ロケット、無人航空機

(ウ) 包括許可制度

(A) 一般包括輸出許可

- ・貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、国際レジームの参加国等への輸出を包括的に許可する制度である。
- ・C P（コンプライアンス・プログラム）の届出が必要となる。

(B) 特定包括輸出許可

- ・継続的な取引関係がある需要者等に対する輸出を包括的に許可する制度である。
- ・C Pの届出が必要となる。

(C) 特別返品等包括輸出許可

- ・輸入した装備品や部分品（1項該当品）の不具合品、異品等を返却するための輸出を包括的に許可する制度である。
- ・C Pの届出が要件となる。

(2) 国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、N S G（Nuclear Suppliers Group：核兵器関連貨物）、A G（Australia Group：生物・化学兵器関連貨物）、M T C R（Missile Technology Control Regime：ミサイル関連貨物）、W A（the Wassenaar Arrangement：通常兵器関連貨物）のすべての国際輸出管理レジームに参加しており、これらの会合に出席し、輸出管理の連携、規制対象貨物リストの見直し、懸念調達活動に係る情報交換等を行っている。

(3) 輸出管理アウトリーチについて

第三国を経由した迂回調達防止のため、第三国における適切かつ実効的な輸出管理体制が整備されるよう、アジア各国・地域へのアウトリーチ活動の充実や輸出管理機関同士の連携を実施している。

(ア) アジア輸出管理セミナー

1992 年以降、アジア諸国の輸出管理政策担当局・課長レベルを招へいし、毎年日本で開催。輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的としている。2008 年度は 2009 年 2 月 17 日～19 日に東京で開催し、効

果的な輸出管理について議論をする他、アウトリーチや国際協力など 9 つのテーマについて発表意見交換を行った。

(イ) アジア輸出管理研修

1999 年度より、アジア諸国・地域の輸出管理政策・実務担当者を日本に招へいし、輸出管理の効果的運用のために必要な知識、ノウハウの移転を目的として、アジア輸出管理研修を実施しており、2008 年度は 11 月 9 日～11 月 22 日に東京で開催し、経済産業省内の規制担当者や税関担当者から制度や実務を説明すると共に、企業の管理状況などを紹介した。

(ウ) 産業界向けアウトリーチ・セミナー

アジア各国・地域の現地企業及び日系企業に対して、輸出管理の運用実施に係る情報提供、企業への自主輸出管理に係る情報提供を行うことにより、アジア各国・地域の輸出管理の実効性の向上を図ることを目的として実施。2008 年度は、韓国、インドネシアおよび香港にて実施した。各国の制度導入状況に合わせ、規制の必要性、違反事例や規制品目の説明、輸出管理社内規定（C P：コンプライアンス・プログラム）の導入例などの紹介を行った。

(4) 安全保障貿易管理の普及・啓発の促進

輸出関連企業等における輸出管理社内規程の整備を通じた自主管理の支援（2009 年 3 月末現在、約 1500 社が C Pを届出）を引き続き実施するとともに、輸出企業等における安全保障貿易管理の徹底を図るため、2008 年度は、外為法執行状況についての立入検査を約 100 件、制度説明会を 87 回実施。また、2008 年 1 月に大学研究機関用「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を策定し、都道府県毎の説明会等を行い、2008 年度末までに 43 都道府県において周知した。

(5) 産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会

我が国の安全保障貿易管理をより厳格に実施するべく、外為法における技術取引規制の見直しや罰則強化等を始めとした制度改正の検討を行うため、安全保障貿易管理小委員会の下に制度改正ワーキンググループを 2006 年 4 月に設置した。同ワーキンググループは、2008 年 3 月に最終とりまとめを行い、通常兵器に係る規制の導入や技術取引

規制の見直し等を提言した最終取りまとめを踏まえて、2008年11月1日より通常兵器に係る補完的輸出規制が導入された。また、安全保障貿易管理小委員会において、最終取りまとめを踏まえて更に検討が進められ、技術取引規制の見直し案等がまとめられ、経済産業省より「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」として第171回通常国会に提出された。

1. 2 その他の輸出管理

安全保障貿易管理に加え、国連安保理決議に基づく輸出禁止貨物（北朝鮮を仕向地とする奢侈品）、国内需要確保のための輸出規制貨物（核原料物資、配合飼料等）、輸出急増等防止のための輸出規制貨物（漁船）、国際協定等による規制貨物（麻薬等）などの輸出管理を実施している。

1. 3 輸入管理

外為法第52条及び「輸入貿易管理令」（輸入令。）の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は我が国の平和及び安全の維持のため、外為法第10条第1項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を実施している。

(1) 輸入割当・承認（輸入令第9条、第4条第1項第1号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度である。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、まず割当を受けた後、その枠内で輸入の承認を受けることが必要である。

(2) 2号承認（輸入令第4条第1項第2号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入を経済産業大臣の承認にかからしめる制度である。

(3) 2の2号承認（輸入令第4条第1項第2号）

全地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入を経済産業大臣の承認にかからしめる制度である。

(4) 事前確認・通関時確認

(ア) 事前確認（輸入令第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度である。

(イ) 通関時確認（輸入令第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出することを必要とする制度である。

1. 4 為替管理

(1) 支払等〔許可〕

外為法第16条第1項に基づく外国為替令（外為令）第6条第1項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、(B) 外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、財務大臣又は経済産業大臣の支払等の許可を必要とする。

(2) 特定資本取引〔許可〕

外為法第24条第1項に基づく外為令第15条第1項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき、(B) 外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、経済産業大臣の特定資本取引の許可を必要とする。

(3) 役務取引等〔許可〕

(ア) 外為法第25条第1項に基づく外為令第17条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする役務取引等が許可制とされている。

(イ) 外為法第25条第3項に基づく外為令第18条第1項の規定により、次の役務取引が許可制とされている。

※鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

(ウ) 外為法第 25 条第 4 項に基づく外為令第 18 条第 3 項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難と認めるとき(※)、(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときの役務取引等は、財務大臣又は経済産業大臣の許可を必要とする。

※宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

1. 5 経済制裁

懸念国の核問題等を解決する観点から、外為法に基づき、北朝鮮及びイランに対する経済制裁を講じている。

(1) 北朝鮮に対する経済制裁措置

2006 年の北朝鮮の核・ミサイル問題を受け、国連安保理決議及び外為法第 10 条第 1 項に基づき、以下の措置を講じている。

(ア) 安保理決議第 1695 号に基づく資産凍結措置

2006 年 7 月 5 日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する国連安保理決議第 1695 号に基づき、以下の措置につき、2006 年 9 月 19 日に閣議了解を得て、同日に施行となった。

- ・北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者(15 団体・1 個人)に対する支払及び資本取引等を禁止する措置

(イ) 核実験を受けた輸入全面禁止措置

2006 年 10 月 9 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表をはじめとする我が国を取り巻く国際情勢を受け、外為法第 10 条第 1 項に基づき、以下の措置が 2006 年 10 月 13 日に閣議決定され、翌 14 日に施行された。

- ・北朝鮮からの全貨物の輸入を禁止する措置
- ・北朝鮮から第三国への仲介貿易取引及び北朝鮮からの輸入に係る代金の支払を禁止する措置

なお、本措置は半年間の時限措置となっており、措置を継続するためには閣議決定及び国会の事後承認が必要である。本年は、北朝鮮を取り巻く諸般の事情を勘案の上、2008 年 4 月、同年 10 月の 2 回にわたって措置を継続する

手続きを講じた。

(ウ) 安保理決議第 1718 号に基づく奢侈品輸出禁止措置

北朝鮮の核実験実施の発表に関する国連安保理決議第 1718 号に基づき、以下の措置につき 2006 年 11 月 14 日に閣議了解を得て、翌 15 日に施行となった。

- ・北朝鮮を仕向地とする奢侈品 24 品目について、輸出を禁止する措置
- ・第三国から北朝鮮へ輸出する奢侈品の仲介貿易取引を禁止する措置
- ・大量破壊兵器等関連貨物の北朝鮮への輸出を禁止する措置

(2) イランに対する経済制裁措置

イランの核問題を受けた国連安保理第 1737 号及び第 1747 号に基づき、核活動等に関与する団体・個人への資産凍結措置、イランからの核・ミサイル関連品目の輸入禁止措置(2007 年 2 月実施)、イランからの武器類の輸入禁止措置(2007 年 5 月実施)等を講じており、2008 年度は引き続きこれらの措置を継続している。

1. 6. 輸出入申請手続の電子化ー貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)の運用ー

政府における総合物流施策大綱、規制緩和推進 3 カ年計画等の閣議決定に基づき、「外為法」に基づく輸出入許可・承認の手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現を目指し、2000 年 4 月から貿易管理オープンネットワークシステム(以下、「JETRAS」と略す。)の運用を開始した。また、2002 年 11 月に税関のシステムである通関情報処理システム(NACCS)と JETRAS の接続連携を実施した。

(1) JETRAS のメリット

JETRAS により、オフィスからインターネット等を介して輸出入許可・承認申請ができるため、申請者が経済産業省・経済産業局等の窓口に出向く必要がなくなり、輸出入手続のペーパーレス化、許可・承認証の取得までに要する時間の短縮を図ることができる。

また、NACCS との接続により、電子許可・承認証や電子裏書き情報が NACCS へ自動送信され、税関端末からの参照・確認が可能となるため、税関申告時に許可・承

認証を持参する必要がなくなる。

(2) J E T R A S の利用状況

2008 年度の輸出入許可承認に係る電子申請件数は 4,318 件であった。

(3) 業務・システムの最適化

「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）を踏まえ、平成 22 年 2 月に予定されている次期貿易管理システムと次期 N A C C S との統合に向けて、システムの基本設計並びに詳細設計を行った。

2. 経済連携協定（E P A）に基づく特定原産地証明書発給制度

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（2005 年 4 月発効）」を始めとする経済連携協定（下記参照）においては、我が国と相手国との間で取引される物品について、[1]W T O 協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件（原産地規則）、[2]原産地証明書の発給・確認の手続等が規定されている。これらの協定の国内担保法（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を除く。）として、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「原産地証明法」という。）」が制定されており、この原産地証明法に基づき、日本商工会議所が指定発給機関として、特定原産地証明書の発給業務を実施している。2008 年度の特定原産地証明書の発給件数は、44,561 件であった。（2006 年度：6,947 件、2007 年度：19,277 件）

一方、経済産業省では、特定原産地証明書の発給手続を簡素化・迅速化するため、2008 年 4 月に「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」を改正し、2007 年 7 月の改正に引き続き、発給申請時の提出書類のさらなる簡素化を行うとともに、2007 年に設置した「原産地証明制度改革検討会」を開催し、継続して産業界、指定発給機関、関係省庁で原産地証明制度の一層の利便性向上に向けた意見交換を行った。また、2008 年 6 月に構築した新発給システムによって、企業登録の更新の電子化や特定原産地証明書の再発給のシステム化等の申請手続の効率化がなされた。さらに、「日本国とスイ

ス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（2009 年 2 月署名）」においては、国による認定を受けた輸出者が自ら作成した原産地証明書を用いる制度が新たに追加されることとなった。このため、経済産業大臣が指定した日本商工会議所が特定原産地証明書を発給する制度に加え、経済産業大臣が認定した輸出者が自ら特定原産地証明書を作成することができる制度を追加するべく、本協定の発効に先立ち、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へ提出した。

〈2008 年度末までに締結または署名された経済連携協定〉

- ・新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（2002 年 11 月発効）
- ・経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（2005 年 4 月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（2006 年 7 月発効）
- ・戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（2007 年 9 月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（2007 年 11 月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（2008 年 7 月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（2008 年 7 月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（2008 年 12 月発効）
- ・包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（2008 年 12 月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（2008 年 12 月署名）
- ・日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（2009 年 2 月署名）

3. 貿易救済措置等

3. 1. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード

(1) 相殺関税（「関税定率法」第7条）

補助金交付を受けた貨物の輸入が、我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該補助金の額と同額以下の関税を賦課する。

<最近の状況>

・ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー（DRAM）（韓国）

本事案では、当初調査後に2006年1月から相殺関税が賦課されていた。当該相殺関税については、WTO勧告に基づく相殺関税率の引き下げ及び事情変更レビュー調査等を行った。

(2004年)

6月16日 エルピーダメモリ(株)、マイクロンジャパン(株)から申請

8月14日 調査開始

(2005年)

8月2日 調査期限を6カ月延長

11月14日・12月1日 韓国政府との二国間協議

(2006年)

1月27日 相殺関税（27.2%）の賦課決定（発動政令施行）

6月19日 本措置を不服とする韓国政府の求めによりWTOパネル設置

(2007年)

7月13日 WTOパネル報告公表

8月30日 日本国政府がパネル報告を不服とし、上級委へ上訴

12月17日 WTO上級委が是正勧告を採択

(2008年)

1月30日 是正勧告履行のための再調査を開始

9月1日 履行調査の決定に基づき、相殺関税率を引き下げ（9.1%）

9月23日 韓国政府の要請に基づきWTO履行確認パネル設置

10月15日 ハイニックス社の求めにより、事情変更レビュー調査を開始

(2009年)

3月5日 韓国政府の要請に基づき、WTO履行確認パネルを停止

(2) アンチダンピング（「関税定率法」第8条）

不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課する。

<最近の状況>

・電解二酸化マンガ

（南アフリカ、オーストラリア、中国及びスペイン）

国内企業2社（東ソー、東ソー日商）からの課税申請に基づき、2007年4月、南アフリカ、豪州、中国及びスペインから輸入される電解二酸化マンガに係る調査を開始し、2008年8月に我が国初となる暫定的なアンチ・ダンピング関税の賦課を経て、同年9月にアンチ・ダンピング関税が賦課されている。

※電解二酸化マンガは、主に一次電池（マンガ電池、アルカリマンガ電池等）の正極材料として使用される。その他、マッチ原料、ガラス工業用途（着色）、触媒原料等にも使用される。

(2007年)

1月31日 申請

4月27日 調査開始

(2008年)

4月25日 調査期限を6カ月延長

6月14日 暫定的なアンチ・ダンピング関税の賦課（14%～46.5%）

9月1日 アンチ・ダンピング関税の賦課（14%～46.5%）

(3) セーフガード（「関税定率法」第9条、「関税暫定措置法」第7条の7、「外国為替及び外国貿易法」第52条）

特定品目の貨物の輸入が増加し、当該貨物の輸入が国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること等が認められる場合において、国民経済上緊急の必要性が認

められる場合に、関税の賦課又は輸入数量制限を行う。

近年、我が国においては、タオル（繊維セーフガード）、
ねぎ・生しいたけ・畳表（一般セーフガード）に対してセ
ーフガード発動に係る調査を行ったが、いずれの事案にお
いても確定措置の発動には至っていない。

3. 2. 関税割当制度

(1) 輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及びEU（当時EC）とのGATT（関税
と貿易に関する一般協定）28条交渉の合意に基づき、1986
年4月、皮革・革靴等の輸入割当制度（IQ）を撤廃し、
関税割当制度（TQ）を導入した。

(2) 関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置
法」第8条の5第2項に基づき、特定の物品について2段
階の関税率を定め、一定数量（関税割当数量）の範囲内で
の輸入に対し、低い関税率（1次税率）を適用するもので
あるが、輸入割当制度と異なり、2次税率での輸入量を制
限するものではない。なお、当該関税割当数量については、
財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の共同閣議請議案
件である「関税割当制度に関する政令」において定められ
ている。

＜対象品目＞

（経済産業省関連）：皮革3品目、革靴

皮 革		革 靴	
関税率		関税率	
(1次税率)		(1次税率)	
16.0%		24.0%	
13.3%		21.6%	
12.0%		17.3%	
(2次税率)		(2次税率)	
30.0%		30.0%又は 4,300円/足の高い方	
		30.0%又は 2,400円/足の高い方	
← 関税割当枠 →		← 関税割当枠 →	
輸入数量		輸入数量	